請求の範囲

[請求項1] セルロースと、３糖から７糖までのセロオリゴ糖と、を含むセルロース組成物であって、

前記セルロース組成物５ｇあたり、前記セロオリゴ糖の含有量が１．５ｍｇ以上９．０ｍｇ以下である、セルロース組成物。

[請求項2] 前記セルロース組成物５ｇあたり、水可溶物の含有量が２．５ｍｇ以上１２．５ｍｇ以下である、請求項１に記載のセルロース組成物。

[請求項3] 前記水可溶物に対する前記セロオリゴ糖の割合が、４７質量％以上６７質量％以下である、請求項２に記載のセルロース組成物。

[請求項4] 前記セルロース組成物が粉末であり、該粉末の平均粒子径が１０μｍ以上２００μｍ以下である、請求項１～３のいずれか一項に記載のセルロース組成物。

[請求項5] 前記粉末のアスペクト比Ｌ／Ｄが１．８以上４．０以下である、請求項４に記載のセルロース組成物。

[請求項6] 請求項１～５のいずれか一項に記載のセルロース組成物と、１種以上の活性成分と、を含む、錠剤。

[請求項7] 滑沢剤の含有量が錠剤の総質量に対して、０．３質量％以上５質量％以下である、請求項６に記載の錠剤。

[請求項8] 前記滑沢剤が、脂肪酸金属塩、脂肪酸エステル及び脂肪酸エステル金属塩からなる群より選ばれる１種以上である、請求項７に記載の錠剤。

[請求項9] 前記滑沢剤が、ステアリン酸マグネシウム、ステアリン酸カルシウム、フマル酸ステアリルナトリウム、ステアリン酸、ショ糖脂肪酸エステル及びタルクからなる群より選ばれる１種以上である、請求項７又は８に記載の錠剤。

[請求項10] 前記活性成分の含有量が錠剤の総質量に対して、０．０１質量％以上５０質量％未満である、請求項６～９のいずれか一項に記載の錠剤。